

新年あけましておめでとうございます

★新会計基準の本格適用まで残り1年となりました。社会福祉を取り巻く環境が大きく変化している中で、会員事務所の皆様とともに我が国の社会福祉事業の発展に取り組んでまいりたいと存じますので、本年もご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



社福の大規模化に向けた議論 ～利用者の多様なニーズに対応へ～

◆先月16日、社福の在り方や将来の方向性について検討している「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」(座長：田中滋/慶大大学院教授)の第4回会合が開催され、社福の規模拡大に向けた議論が行われました。

利用者によるサービス選択の自由化や多様な福祉ニーズなど、社福を取り巻く環境が変化していることを背景に、規模を拡大させることで、経営の効率化や安定化、柔軟な事業展開などにつながるねらいがあります。具体的な論点としては、①法人本部の機能強化、②複数法人による協働化、③合併、事業譲渡などが挙げられています。

社福の規模拡大についてはこれまでもたびたび指摘されており、最近では社会保障制度改革国民会議が今年8月に政府に提出した報告書の中では、法人間での合併や連携の推進が示されていました。「一法人一施設」のように零細法人が多い中で、今後具体的な制度改革につながればその影響は大きいと考えられます。

(参考：厚労省HP／福祉新聞)

《法人大規模化の具体的な論点》

- ① 法人本部機能の強化
 - 法人本部が各事業の剰余金やその他の独自財源、人事権等を用いることで、不採算部門への充当や新規事業の立ち上げなど地域のニーズに対応した事業展開が可能となる可能性がある。
 - 法人本部に理事の中から選ばれた執行役員を設置する。
- ② 合併・事業譲渡
 - サービス提供機能や専門性の強化を行うことができる。
- ③ 複数法人による協働化
 - 法人単独では実施が困難な事業や非効率な事業等を複数の法人が活動資金等を拠出し、他の社福に委託して実施することが可能になる。
 - 複数の社福において理事や職員の人事交流を促進させることで、異なる社福間での事業の共同実施や連携強化、職員のキャリア形成などに一体的に取り組める。
 - 公益財団法人やNPO法人なども含めた非営利性の高い複数法人がひとつの社福(例：社団型社会福祉法人)の社員となることで社会福祉事業や地域貢献などを一体的に実施可能となる。

社福・医療法人、一体運営へ ～持ち株会社解禁～

◆先月25日、政府の産業競争力会議(議長：安倍晋三首相)の医療・介護分野の分科会が開催され、「複数の医療法人、社福をまとめて運営できる非営利の持ち株会社の創設を認める」とする中間整理案が示されました。

政府は医療、介護等の提供体制を病院や施設から自宅や地域へ転換する方針を示していますが、地域で在宅医療や介護が十分に提供されていない現状が問題となっていました。持ち株会社化を認め、医療、介護サービスを連携させることにより、病気や怪我をした時の急性期医療からその後の生活支援や介護等の一連のサービスを切れ目なく提供できる、としています。

今後、検討会は厚労省と調整を重ね、2014年中に新制度の原案をまとめる見通しとなっています。(参考：首相官邸HP／日経新聞ウェブ)

持ち株会社化に関する検討案の概要

- 新法人が傘下の社福等を統括できるよう、医療法人、社福の構成員となれる者の範囲について、法人も社員等として認める。
- グループ内での金銭の貸付や債務保証を認めグループ法人間での剰余金の活用や、資金調達をしやすくする。

持ち株会社化によるメリット

- 事務や仕入れなどを一括化でき経営の効率化が可能。
- グループ内で人材の異動が可能となり、医療・介護従事者のキャリアアップにつながる。

介護報酬引き上げへ ～消費増税に対応～

◆厚労省は、介護事業者がサービスの対価として受け取る介護報酬を今年4月から平均0.63%引き上げることを決めました。4月からの消費税率の引き上げにより、介護事業者は備品などの仕入れにかかるコストが増加しますが、それを介護報酬で賄えることとなります。

具体的には、サービスごとの基本単位数に上乘せする方針で、各サービスにおける上乘せ率などは今後、厚労省の審議会で示される予定です。また介護報酬の引き上げにより、引き上げ前と同量のサービスを受けているにもかかわらず、利用限度額を超えてしまう利用者が新たに発生してしまうことから、在宅サービスにおける区分支給限度基準額(要介護度ごとの一月に利用できるサービス利用限度額)も引き上げることとなります。

介護報酬は非課税で増税分を転嫁できないため、介護事業者のコスト負担が懸念されていましたが、今回の方針でその影響が和らげられることになりそうです。

(参考：厚労省HP／日経新聞ウェブ／CBニュース／朝日新聞ウェブ／その他)

